

答弁書第七号

内閣参質一八五第七号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員藤末健三君提出研究公正局（仮称）の設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出研究公正局（仮称）の設置に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの諸外国における研究の不正に関する監視及び指導のための取組について、網羅的には把握していないが、例えば米国においては、保健福祉省に研究公正局を設置し、不正の告発に対して調査をする等の取組を行っている」と承知している。文部科学省としては、これらの取組は、それぞれの国における研究開発に関する資金配分の仕組みや不正事例等を踏まえたものであると評価している。

二から四までについて

御指摘の「研究公正局（仮称）」のような第三者的監視組織の設置については、文部科学省に設置した研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォースの「中間取りまとめ」（平成二十五年九月二十六日公表）において今後の課題の一つとして挙げたものであり、同省としては、諸外国における取組の状況も参考にしつつ、我が国の研究開発に関する資金配分の仕組みや不正事例等を踏まえながら、その要否も含めて検討してまいりたい。

